

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 3 年度第 2 回滋賀県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 3 年 8 月 2 日 (月) 9 時 26 分～11 時 30 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 石井利江子 佐野洋史 平井建志 労働者代表委員 (定数 3 人) 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 (定数 3 人) 石田秀幸 中村宏幸 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福岡賃金指導官
主要議題	滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使各側委員の主張概要 <li style="padding-left: 20px;">労働委員の主張 <li style="padding-left: 20px;">前回の使用者側意見である「景況感は二極化、依然としてコロナ禍以前の状況に回復していない業種が存在していること」は理解しているが、滋賀県内の企業全体としての経済状況は上向いている。エッセンシャルワーカー等の人材確保や非正規のためにも一定水準の最低賃金引き上げは必要であり、一昨年と比較しても県内の経済指標は概ね回復基調である、として使側に歩み寄りつつ大幅な引上げ額を提示した。 <li style="padding-left: 20px;">使側委員の主張 <li style="padding-left: 20px;">使側としては「目安額 28 円」自体に納得できない。目安に対する公益見解に示されている改定調査結果では B ランクの賃金上昇率は 0.1% であり、「目安額 28 円」が本当に妥当なのか。業績・業況の好調な企業はどんどん引き上げれば良いが、新型コロナウイルス感染症の影響が無かった令和元年度の滋賀県最低賃金引き上げ額 27 円と現状は同等ではなく、引上げ額 0 円が妥当と回答する。 <li style="padding-left: 20px;">ただし、労側が目標とする指標を達成するためではなく、滋賀の経済的な指標・根拠を示した場合は、有額回答したいと考えている。 ・ 金額に隔たりがありまとまらず。 ・ 次回開催日 <li style="padding-left: 40px;">滋賀県最低賃金専門部会専門部会 (第 3 回) <li style="padding-left: 40px;">令和 3 年 8 月 3 日 (火) 9 : 30～